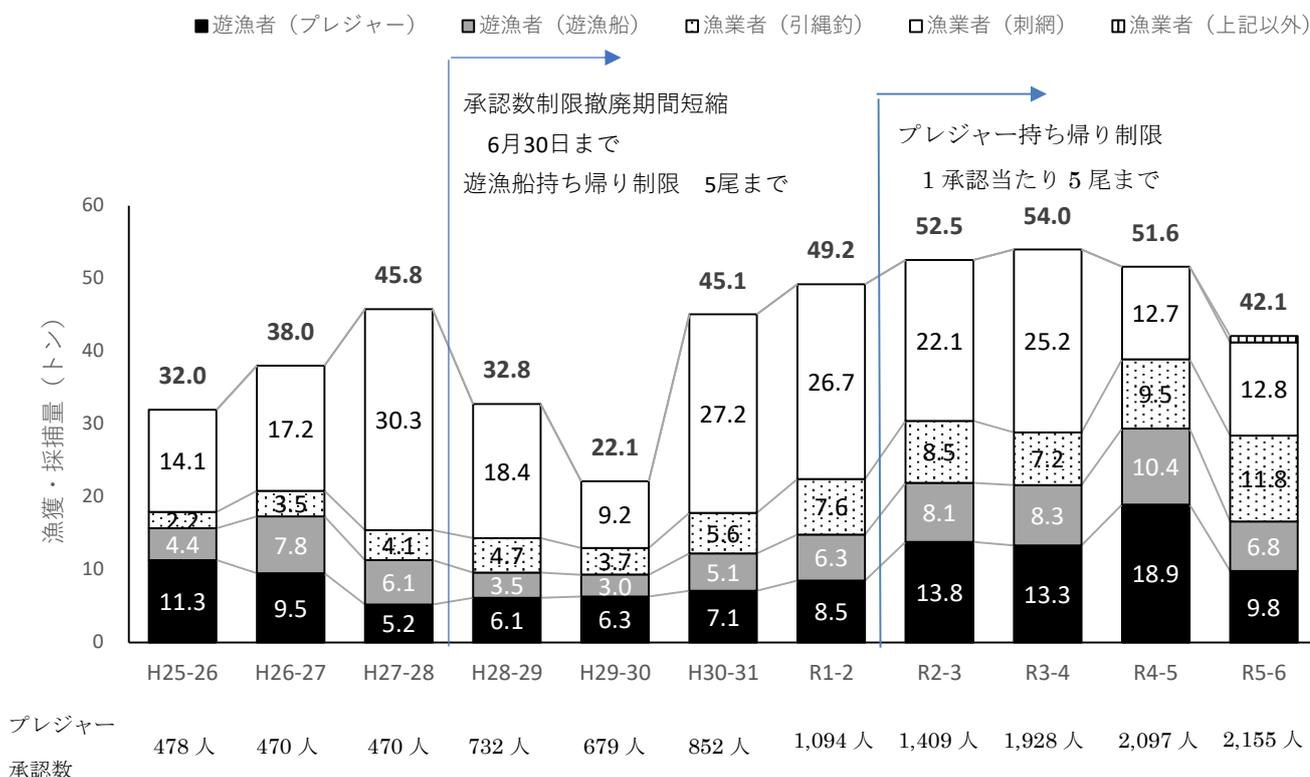


ビワマス遊漁にかかる委員会指示について

1. ビワマス遊漁制度の経緯

- 平成 18 年以降、ビワマスの引縄釣遊漁者数が増え、ビワマス資源への影響が懸念されました。
- 当委員会では、遊漁者数や採捕量の実態把握を目的として、委員会指示により、平成 20 年 12 月から引縄釣をする遊漁者に事前の届出や採捕量の報告を義務付ける届出制を導入されました。
- 5シーズンにわたる届出制の結果、引縄釣をする遊漁者の数やビワマス採捕量の増加が確認されたため、ビワマス資源の維持を目的として平成 25 年 12 月に遊漁者数や遊漁船の隻数の上限を定めた承認制を開始しました。
- 同指示後においても遊漁者によるビワマス採捕量は増加したため、平成 28 年 12 月に人数制限を撤廃するとともに遊漁期間を従前の 12 月1日～9月 30 日から、12 月1日～6月 30 日へ短縮しました。
- 遊漁者数が依然増加傾向のため、R2-3シーズンからは持ち帰り尾数制限(1承認1日当たり5尾まで)を設定し、R4-5 シーズンからは遊漁者数を前年並に制限する措置および船上でのキープ尾数制限(5尾まで)を追加しました。
- R6-7 シーズンには、資源評価および過去 5 年の採捕実績に基づき、採捕量の増加が著しいプレジャーボート使用者の承認数を 1,083 人以内としました。
- 近年の採捕量は下図のとおりです。直近(R5-6 シーズン)の遊漁による採捕量は、プレジャーボート使用者 9.8トン、遊漁船業者 6.8トンとなり、合計 16.6トンでした。

漁業者、遊漁者のビワマス採捕量の推移 (トン)



2. ビワマス資源量と採捕量の推移

- 令和6年5月時点のビワマスの資源量は139トンと推定され、令和元年以降は高水準状態が継続しているが、令和4年から減少傾向にあります。
- 最新の資源評価では、漁獲圧は適正な範囲にあるものの、資源量については目指す水準よりもやや少ないと判断されています。
- 資源に対する適切な利用の目安と考えられる採捕量は約49トンと試算されています。持続的にビワマス資源を利用するためには、遊漁についても資源評価をもとに、年ごとに採捕可能量を決定し、その枠内に収まるよう承認数等を調整する必要があると考えられます。

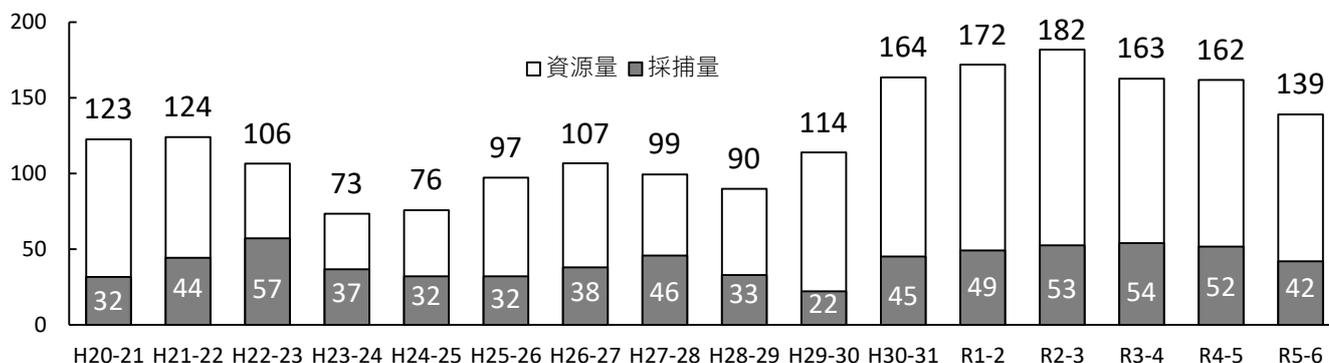


図2. ビワマス資源量と採捕量 (トン)

3. R7-8シーズン制度の検討の経緯

○第607回琵琶湖海区漁業調整委員会(令和7年5月26日)

- プレジャーボート使用者の採捕可能量および承認基準について協議しました。
- MSYモデルに基づく資源評価および、過去5年の採捕実績等を基に、採捕可能量を12.2トン以内とし、承認数は1,171人以内としました。

○第609回琵琶湖海区漁業調整委員会(令和7年9月9日)

- 最終的な承認内容、承認基準、承認決定方法等について協議しました。
- 承認内容については、R6-7シーズンと同様に、承認基準については、プレジャーボート使用者を対象に、「自ら単独で竿を操作することに同意する者」という項目を新たに設定するとしました。
- プレジャーボート使用者の承認決定方法について、R6-7シーズンの方法と同様に承認数を超える承認申請があった場合には抽選により決定するとしました。また、承認決定後に必要な手続きが行われなかった件数を上限に補充抽選を実施するとしました。